



2019年12月27日

各位

会社名 オンキヨー株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 大 舘 宗 徳  
 (JASDAQ・コード6628)  
 問合せ先  
 役職・氏名 取 締 役 林 亨  
 電話番号 06-6226-7343

**第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）  
 及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）  
 並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ**

当社は、2019年12月27日付の取締役会において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする新株式（以下「本新株式」といいます。）、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。）、第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）及び第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第8回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、総称して「本第三者割当」といいます。）、割当予定先との間における、本新株式の発行に関する株式発行基本契約（以下「本基本契約」といいます。）の締結並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する買取契約の締結、並びにEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区、代表取締役：ショーン・ローソン、以下「EJAM」といいます。）との間で無担保ローン・ファシリティ契約（以下「本借入契約」といい、本借入契約に基づく借入を以下「本借入」、本借入と本第三者割当による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）の締結を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

なお、本日公表しております「第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載の通り、2019年9月6日に発行いたしましたオンキヨー株式会社第7回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第7回新株予約権」といいます。）につきましては、残存する新株予約権の全部を2020年1月16日付で取得及び消却することを決議しております。

記

1. 募集の概要

<本新株式（第1回発行、第2回発行、及び第3回発行）の概要>

(1) 払込期日	第1回発行：2020年3月6日 第2回発行：2020年3月25日 第3回発行：2020年4月13日
(2) 発行新株式数	60,000,000株 (各発行20,000,000株ずつ)
(3) 発行価額	それぞれ、2020年2月19日（以下「第1回割当決議日」といいます。）、2020年3月9日（以下「第2回割当決議日」といいます。）及び3月26日（以下「第3回割当決議日」といい、第1回割当決議日及び第2回割当決議日とあわせて、個別に又は総称して「割当決議日」といいます。）のそれぞれの直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）とします。
(4) 資金調達の額	発行新株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額となります。
(5) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法によります。
(6) 割当予定先	EVO FUND

(7) その他	<p>(1) 割当予定先は、上記に従って当社普通株式の割当てがなされた場合、原則これを引き受ける意向を有している旨を表明しております。</p> <p>(2) 本新株式の発行については、割当決議日における当社取締役会決議によって、最終的な割当てが確定し、当該割当てに係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で当該割当てに係る第三者割当契約が締結されます。</p> <p>(3) 割当決議日において、直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする未開示の訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合（以下「割当制限事由」といいます。）には、当社は、当該割当てに係る割当決議を行わず、当該割当決議に係る本新株式の発行を中止する取締役会の決議（以下「発行中止決議」といいます。）を行います。なお、割当制限事由が存在していない場合であっても、当社とその子会社の財務状況、業務の状況、経営状況等につき、重大な悪影響を与える事象が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、本基本契約に基づいて、割当予定先に本基本契約の解除権が発生するため、割当予定先が当該解除権を行使して本基本契約が終了した場合、本新株式の発行が予定通り行われないうこととなります。また、本基本契約には、当社と割当予定先の間で本基本契約を終了させる旨の書面による合意により本基本契約を終了させることができる条項が規定されておりますが、かかる規定に基づいて本基本契約が終了する場合にも、本新株式の発行が予定通り行われないうこととなります。</p> <p>(4) 割当決議日時点において割当制限事由がある場合や、本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又はいずれかが発行済みでない場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、発行中止決議を行い、当該割当についての有価証券届出書を取り下げます。但し、当社と割当予定先の協議により合意に至った場合には、再度当該合意された条件・日程で株式の発行を行う場合があり、かかる場合には、当該条件・日程を反映した新株式の発行について当社取締役会の決議を行い、新規に有価証券届出書を提出した上で、変更内容を適時開示いたします。</p>
---------	--

<本新株予約権付社債の概要>

(1) 払込期日	2020年1月17日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：金12,500,000円（各社債の金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	17,857,120株（新株予約権1個につき446,428株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額（下記「(6) 転換価額及び転換価額の修正条件」で定義します。）で転換された場合における最大交付株式数は、32,258,040株（新株予約権1個につき806,451

	株) です。
(5) 資金調達額	500,000,000円
(6) 転換価額及び 転換価額の修正条件	当初転換価額 28円 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)が、当該効力発生日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、上記90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が15.5円(以下「下限転換価額」といいます。)を下回る場合となる場合には、転換価額は下限転換価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) 利率及び償還期日	年率: 0% 償還期日: 2022年1月26日
(10) 償還価額	額面100円につき100円
(11) その他	当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結する予定です。

<第8回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2020年1月17日
(2) 発行新株予約権数	1,500,000個
(3) 発行価額	総額4,200,000円(新株予約権1個当たり2.8円)。
(4) 当該発行による 潜在株式数	150,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は15.5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は150,000,000株であります。
(5) 調達資金額	4,204,200,000円(注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 28円 (1) 第8回新株予約権の行使価額は、第8回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の行使価額が15.5円(以下「第8回下限行使価額」といいます。)を下回る場合となる場合には、行使価額は第8回下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) その他	当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結する予定です。

(注) 資金調達額は、第8回新株予約権の払込金額の総額に第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。なお、第8回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第8回新株予約権を消却した場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第8回新株予約

権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第8回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<第9回新株予約権発行の概要>

(1)	割 当 日	2020年1月17日
(2)	発行新株予約権数	500,000個
(3)	発行価額	総額3,250,000円(新株予約権1個当たり6.5円)。
(4)	当該発行による潜在株式数	50,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は15.5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は50,000,000株であります。
(5)	調達資金の額	1,403,250,000円(注)
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は28円です。 (1) 第9回新株予約権の行使価額は、割当日の翌日(当日を含む。)から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正されます。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して6ヶ月後の応当日に、直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該応当日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該応当日以降、当該90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の行使価額が15.5円(以下「第9回下限行使価額」といい、第8回下限行使価額とあわせて、個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は第9回下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当予定先	EVO FUND
(9)	その他	当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結する予定です。

(注) 資金調達の額は、第9回新株予約権の払込金額の総額に第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。なお、第9回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第9回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第9回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状と課題

当社は経営理念として「VALUE CREATION」を掲げ、ホームAV製品の分野において、高品質な製品をグローバルに展開し、長年培ったオーディオ技術と最新のデジタル技術を融合した製品を数々発売し、国内外の市場で高い評価を獲得してまいりましたが、急激な市場変化に対応すべく、事業構造の見直しや経営資源配分の最適化等、各種施策を実施しております。

2015年3月には当社とパイオニアグループのホームAV事業を統合して、AV製品の開発、生産において大幅な効率化を実現することにより収益の拡大を図るとともに、新たにデジタルライフ事業(以下「DL事業」といいます。)をセグメントに追加して、モバイル機器を中心とした事業の拡大を図ってまいりました。また、当社技術を活用できる新分野として、AI(人工知能)対応製品であるスマートスピーカーの開発にもいち早く取り組んでおり、これらAI分野に関わる資金調達を目的として、これまでに各種エク

イティファイナンスを実施しております。

しかしながら、当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきております。

このような状況の影響により、運転資金の不足や債権回収の遅延が重なった結果、2019年3月期第3四半期連結会計期間において2,927百万円の営業債務の支払い遅延が発生し、さらに2019年3月期連結会計期間においては、3,874百万円に増加いたしました。

2019年5月には、市場の縮小傾向が継続するホームAV事業に関して、グローバル規模で再編し、オンキヨーブランドの価値向上及び競争力を強化するべく、DENON/Marantz/Polk Audioなどのオーディオブランドを持つSound United LLCのグループにこれを対価約8,175百万円にて譲渡することを決議いたしました（以下、当該譲渡を「本事業譲渡」といいます。）。当社は、本事業譲渡を早急かつ確実に進めることで当社グループの事業環境を改善し、ブランドライセンスによる安定的な収入を得るとともに、今後当社の主軸事業となるOEM（Original Equipment Manufacturing：相手先ブランド製造）事業とDL事業を強化することが、業績改善及び企業価値向上のために重要であると認識しておりました。さらに、本事業譲渡において得られる約8,175百万円の対価を用いて、営業債務の支払いを行うことで、支払い遅延を解消し、当社の財務状況も改善される予定でおりました。本事業譲渡の詳細につきましては、2019年5月15日付「ホームAV事業の譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ」及び2019年5月21日付「（開示事項の経過）子会社の異動を伴う株式譲渡及び子会社の一部事業譲渡にかかる契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

しかしながら、本事業譲渡において必要な手続きは完了したものの、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認など様々な条件を満たすことが両当事者において難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと、また、そのような状況の中、譲渡契約に今後も互いに拘束されるのは得策ではないと判断したことから、譲渡契約を終了し本事業譲渡を中止するにいたしました。本事業譲渡中止により、営業債務の支払い遅延の状況は改善することができず、一部取引先からの支払い遅延についての了承を得ることができていないため、生産の縮小及び停止をせざるを得ない状況となっております。本事業譲渡の中止の詳細につきましては、2019年10月4日付「（開示事項の中止）子会社の異動を伴う株式譲渡及び子会社の一部事業譲渡の中止に関するお知らせ」をご参照ください。当社としては、現時点においてホームAV事業の譲渡先は未定ではあるものの、同事業の改善を図りつつ最終的には譲渡する方針に変更はなく、譲渡先の選定を含め、現状も検討を継続しております。

本事業譲渡の完了に遅れが生じてきた8月には、営業債務の早急な支払いを目的に、株式会社SBI証券（本店所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号 代表取締役社長：高村 正人）に対する第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議し、2019年9月9日以降、第7回新株予約権の行使が順次行われ、これまでに約1,300百万円の資金調達をし、当初用途のとおり借入金の返済（680百万円）への充当を完了させた後に、営業債務の支払いへの充当を行っておりますが、2019年11月末現在で依然として6,162百万円の営業債務の支払い遅延が存在しており、2020年3月期第2四半期の連結業績においては、2,336百万円の経常損失の計上を、また、2020年3月期の連結業績予想においても2,650百万円の経常損失の計上を見込んでおります。

## (2) 今回の資金調達の目的

当社グループは上記の通り、取引先に対する営業債務の支払い遅延が2019年11月末現在で6,162百万円存在しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。また、現金及び預金は前年期末比640百万円減の11月末時点で838百万円となっております。

当初、本事業譲渡対価で得た資金によって支払い遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財務状態の改善を図り、さらに第7回新株予約権の発行及び行使によって調達した資金を用いて、支払いが遅延していた営業債務を履行する予定である旨を取引先に伝え、遅延に対する理解を得るべく説明をしております。

しかしながら、元々の運転資金の不足、債権回収の遅延が発生していることに加え、本事業譲渡の中止により約8,175百万円の資金調達が不可能となりました。また、第7回新株予約権の行使による資金の調達

も約2,500百万円を予定しておりましたが、株価の低迷による行使価額の低下により、これまでに約1,300百万円の調達のみで留まっている状況であり、当初の予定通り営業債務の解消を行うことができていないのが現状であります。

このような状況に鑑みて、2019年11月にホームAV事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円の固定費の削減、さらにモデル削減や来期以降の開発費の削減で年間約750百万円の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定しております。さらに、持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (住所：マレーシア ケダ州) について当社グループが保有する株式の売却に向けて他社との間で具体的な協議を入っており、なるべく2020年3月期中の売却合意を目指しております。但し、当該株式の売却は、当社の希望する時期・売却条件で売却できない可能性や、売却に向けた協議が合意に至らずに売却が実現できない可能性があり、その場合、当社が想定する資金調達を行うことができない可能性があります。また、所有する土地、建物といった固定資産の売却についても候補先を検討する等、資産を有効活用した資金調達も行うべく取り組んでおります。

但し、これらの合理化策による費用の削減効果は主に来期以降に実現する見込みであり、資産の売却完了までには相応の時間を要することから、直近の営業債務の支払い状況を改善するためには、依然として早急な資金調達が必要な状況であります。

以上の通り、営業債務の支払い遅延の額は、2019年3月期連結会計期間における3,874百万円から2019年11月末時点においては6,162百万円と負債が増大しており、取引先から取引条件の見直しの要請により、生産を縮小・停止をせざるを得ない状況に陥っていることから、更なる販売機会損失による売上減少、資金回収減少を招く結果となっております。また、一部の取引先からは支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められており、当社事業の継続に支障を来す事態が発生しうる状況にあります。そのため当社は本資金調達により、営業債務の支払い遅延の解消を進めることが、そのような事態を回避するための最善の手段と考えており、大規模な希薄化を発生させることになるとはいえ、最終的には既存株主様の利益を守ることにつながるものと考えております。

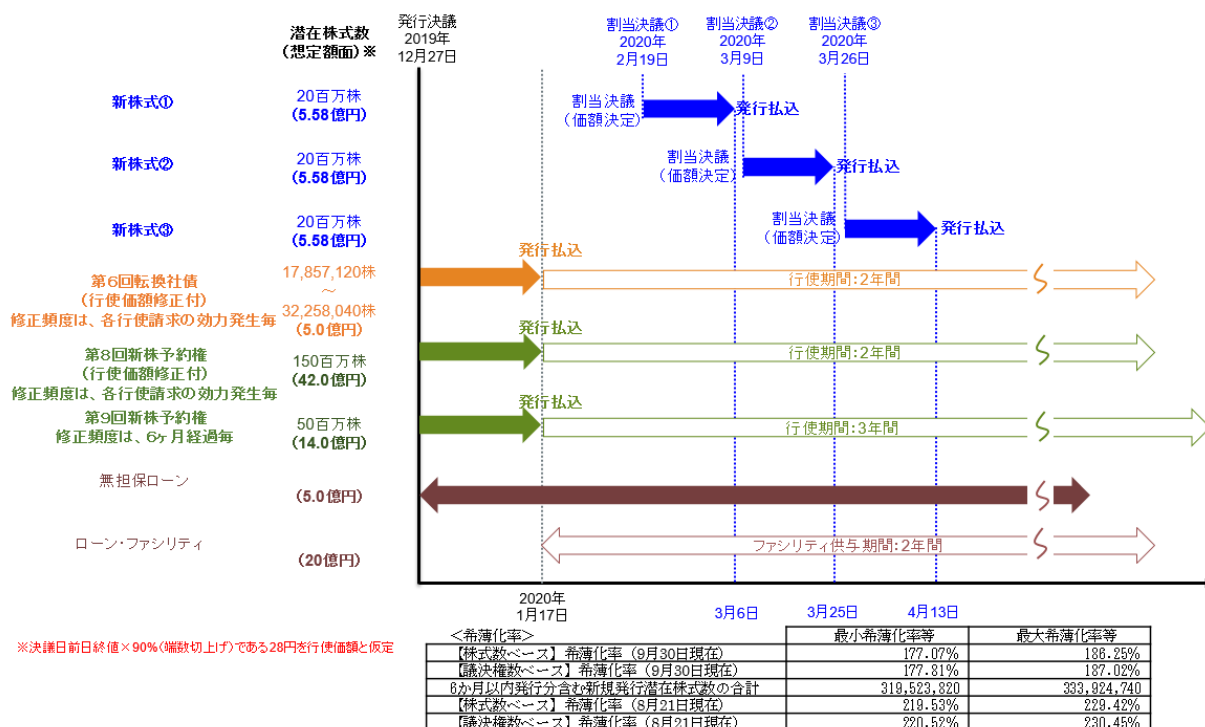
### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUNDに対し本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当てることで、本新株予約権付社債の発行による手元資金の確保に加え、概ね3ヶ月から4ヶ月経過時点における本新株式の発行による資金調達、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う資金調達の組み合わせによって行われるものです。

また、本新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることになるため、調達の時期が不確定なものであり、さらに、本新株式の発行までも一定の期間が空きますが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の営業債務の支払いを速やかに実施できるよう、本買取契約の締結と同時に、割当予定先の関連会社であるEJAMとの間で、下記に記載する本借入契約を締結することを決定いたしました。当社は、割当予定先との間で、本新株式の発行及び本新株予約権の権利行使により調達する資金を、本借入の返済に充当することを合意しております。したがって、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金は、本借入契約の貸付金額の限度において、本借入の返済に充当されることとなります。なお、当社は、EJAMから、2019年12月25日付で、無担保ローン契約（以下「本当初借入契約」といいます。）に基づき別途総額5億円の借入（以下「本当初借入」といいます。）を受けております。

（本資金調達の全体像）



(本資金調達概要表)

発行回	発行決議日	払込日	行使・転換期間	潜在株式数(株)	想定調達金額(円)
第1回 発行新株式	2019年 12月27日	2020年 3月6日	—	20,000,000	558,000,000
第2回 発行新株式	2019年 12月27日	2020年 3月25日	—	20,000,000	558,000,000
第3回 発行新株式	2019年 12月27日	2020年 4月13日	—	20,000,000	558,000,000
第6回 無担保転換社債 型新株予約権付 社債	2019年 12月27日	2020年 1月17日	2年間	17,857,120 ~32,258,040※	500,000,000
第8回 新株予約権	2019年 12月27日	2020年 1月17日	2年間	150,000,000	4,204,200,000
第9回 新株予約権	2019年 12月27日	2020年 1月17日	3年間	50,000,000	1,403,250,000

※当初転換価額における潜在株式数である17,857,120株及び下限転換価額における潜在株式数である32,258,040株を記載しております。

(本当初借入契約の概要)

(1) 借入先	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社
(2) 締結日	2019年12月25日
(3) 借入額	5億円
(4) 貸付実行日	2019年12月25日
(5) 貸付期間	6ヶ月間
(6) 金利	年率1.0%
(7) 期限前返済	2020年2月1日以降、借入先は、いつでも、本当初借入の全部又は一

	部の期限前弁済を要求することができる。※1
(8) 担保の有無	無担保
(9) 資金使途	営業債務の支払い

※1 期限前弁済を行う場合、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による調達金額が当該期限前弁済に充当する予定です。

(本借入契約の概要)

(1) 借入先	EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社
(2) 締結日	2020年1月17日
(3) 極度額	20億円
(4) 貸付実行日	期間中に借入人から申し込まれた日から10取引日以内※1
(5) ファシリティ期間	2年間
(6) 個別貸付期間	6ヶ月間
(7) 金利	年率1.0%
(8) 期限前返済	本新株式の発行がなされた場合又は本新株予約権の行使がなされた場合、当該発行又は行使に係る金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）までに、当該発行又は行使により当社が調達した資金の全額を本借入の弁済資金に用いて、借入先に弁済する。
(9) 担保の有無	無担保
(10) 資金使途	営業債務の支払い

※1 個別貸付の貸付実行が借入人から申し込まれた日から10取引日以内に行われることについては、借入先の資金繰りに一定営業日を要することを鑑みて、融資実行を滞りなく進捗させるために協議した結果です。

- 2020年9月までにおいては、新株予約権の行使が滞った際に、営業債務への支払遅延解消時期等さらなる遅れがでる事態をさけるため、本借入契約による極度額内において借入を行い、遅延解消後においても新株予約権の行使状況及び調達金額の増減を考慮しつつ借入申込を行うものとしします。

(注) これらの借入による調達資金の使途は、本新株式及び本新株予約権による調達資金の使途と同様となります。

(2) 資金調達方法の選択理由

本資金調達手法は、新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の組み合わせにより実施されます。新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせることで、当初において一定額の資金調達が可能にしつつ、割当先による新株予約権の行使により、新株予約権付社債のみで調達できる金額よりも大きな金額を段階的に調達することができます。一方で、新株予約権付社債及び新株予約権の組み合わせの場合、当初において一定額の資金調達は可能となるものの、その後の段階的な資金調達は、原則として、新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使が割当先の裁量となるため、資本増強の時期が不透明になります。そこで、かかる組み合わせに加えて、一定期間経過後に新株式を発行することで、かかる資本増強の時期の不透明さを回避し、一定期間経過後においてもある程度まとまった調達額を資本性の資金として調達できることを予め見込むことができると考えております。したがって、本新株の発行価額は現時点では未定となるため、調達額は未確定となるものの、仮に本新株の発行予定数相当を、新株予約権にて発行した場合には、その行使タイミングが割当予定先の裁量となることにより、資金調達の時期・金額が、より不透明になることに鑑みると、本資金調達の一部として、本新株を新株予約権付社債及び新株予約権の発行後一定期間経過後に発行することは合理的であると考えております。また、新株予約権は、行使ごとに行使価額が修正される第8回新株予約権と、6ヶ月毎に行使価額が修正される第9回新株予約権の2つに分けられております。かかる2種類の修正条項が付された新株予約権を設計した理由としては、第8回新株予約権については、行使毎に当該行使の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）に修正がなされることから、割当予定先は当社株式の出来高に連動して行使・売却をするインセンティブがあるため、ある程度コンスタントに行使されることが期待でき、一方で6ヶ月毎の修正がなされる第9回新株予約権については、当社株式の価格が行使価額を上回って推移した際及び6ヶ月毎の行使価額の修正のタイミングにおいて、割当予定先による行使が期待できることから、出来高と株価の双方の要



素によって行使が促進され得るものと考えております。

最後に、新株式の発行が3回に分かれている理由は、以下のとおりです。まず、割当予定先の当社株式の保有方針については短期保有目的であるため、割当予定先は取得した株式を市場内で売却もしくは市場外でのブロックトレード等により売却することを予定しており、1回当たりの割当で保有することになる当社普通株式の数は、当社の株価にできる限り影響を与えず、無理なく売却することができる数量とすることが望ましく、3回のタイミングに分割することで、1度にまとめて割当を受ける場合と比較して株価変動リスクを抑えつつ、株式を売却することが可能となるため、全体としてより大きな金額を調達することが可能となる旨の提案を当社は割当予定先より受けました。本新株式の発行については、少なくとも本資金調達の開示後1ヶ月程度の期間を開けた時点における状況を踏まえた発行価額とすることが割当予定先からの提案の前提であったため、第1回発行の割当決議については、当社の第3四半期決算開示予定日の中2営業日後の2020年2月19日といたしました。第1回発行の割当決議を2月19日とした場合の払込期日は2020年3月6日であるところ、第1回発行の完了後最も早いタイミングでの第2回発行の割当決議日とするため、その翌営業日である2020年3月9日を第2回発行の割当決議日、2020年3月25日を第2回発行の払込期日とし、同様に第3回発行の割当決議日（2020年3月26日）及び払込期日（2020年4月13日）を設定いたしました。3回に分割して本新株式を発行することで、割当制限事由に該当することによりいずれかの回号の発行を取り下げ、調達全体の見直しが必要となるリスクも考えられるため、当社は割当制限事由に該当しないよう努める予定です。3回という回数及び1回当たり2,000万株という数量については、割当予定先自身のリスク許容度を考慮した上で、3回それぞれについて上述の日時を設定することにより、発行の間隔が各2週間程度となるため、当社の直近の出来高を考慮し、株価に大きな影響を与えずに市場内または市場外で売却することが可能となる数量であるとの説明を受けており、当社は、当該提案を、当社の資金需要にかなっており、かつ、時期を分散させることで割当予定先が一度に保有することになる株式数を抑制しつつ合計の発行株式数が増加することにより、より大きな金額の調達を実現することができ適切であると判断しました。本新株式の発行価額決定を発行決議日前日の株価に基づき行う手法とした場合、割当予定先は、本新株式を引受けることは困難であると聞いており、また、かかる手法にて引受けいただける他の投資家を探すことは困難と考えられるため、発行価額の後決めによるデメリットを考慮したとしても、新株発行により高い蓋然性をもって資金調達を実施できることのメリットの方が上回っているものと考えております。また、本資金調達は大規模な希薄化を伴い、本新株式の発行価額が一定期間後の市場価格を基準とすることにより、資金調達の額が想定を下回る可能性があり、また、本新株予約権付社債の転換価額の下落に伴い、発行株式数が増加する可能性があります。60億円を超える営業債務の支払い遅延が存在し、取引先から条件の見直しの要請による生産の縮小・停止、販売機会損失による売り上げ減少、資金回収減少を招いている現在の当社の状況に鑑みると、必要となる資金調達を実現できるメリットの方が大きいものと考え、本資金調達の実施を決議いたしました。本資金調達は、多額の資金をできるだけ高い蓋然性で調達するために考慮された組み合わせであり、かかる組み合わせは、現在の当社の資金需要を十分に満たすことのできる唯一の手法であると考えております。

本資金調達には以下の「(3) 本資金調達の特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に対して、本新株予約権付社債の発行及び本借入により、手元で必要となる資金が確実に調達できると共に、本新株式の発行及び本新株予約権の行使に伴う資金調達は段階的になされるため、希薄化率が大きい中でも既存株主への影響を可及的に減少させるべく追加的な資金調達ができることから、以下の「(3) 本資金調達の特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]の通り、他の資金調達手段と比較しても、本資金調達が現時点において最適な選択であると判断しております。

また、当社の事業計画に喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

### (3) 本資金調達の特徴

本資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

#### ① 即座の資金調達

本新株予約権付社債の発行により、当社は本新株予約権付社債の払込期日において、必要な手元資

金の確保が可能となります。また、本新株予約権付社債は無担保であり、当社は下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができ、営業債務の支払い遅延の確実な縮小につながり、結果として企業価値の維持ができるものと考えております。さらに、本借入により本新株式の発行及び本新株予約権の行使を待たずに一定額の資金を予め調達することができます。

#### ② 資金調達額の最大化

本資金調達は、複数の証券の組み合わせによって組成されておりますが、これは、当社と割当予定先の協議によって、資金調達額を最大化するために考慮されたものであり、現状、当社が必要な資金を調達するために有効な方策であると考えております。

#### ③ 株価への影響の軽減

本新株予約権付社債及び本新株予約権には下限転換価額及び下限行使価額が設定されており、修正後の転換価額又は行使価額が下限転換価額又は下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限転換価額及び下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

#### [デメリット]

##### ① 株価下落・低迷時に転換・行使が進まない可能性

本新株予約権付社債及び本新株予約権には下限転換価額及び下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使がなされない可能性があります。

##### ② 発行株式数の増加

本新株予約権付社債の転換により発行される株式数は、本社債の金額を転換価額で除して決定されるため、転換価額が下方に修正された場合、転換によって発行される株式数が増加し、希薄化の程度が大きくなる可能性があります（当初転換価額による潜在株式数17,857,120株、下限転換価額による潜在株式数32,258,040株）。

##### ③ 資金調達額の減少

本新株予約権は、株価の下落局面ではその行使価額も下方に修正されるため、下方修正後に行使が行われた場合、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。なお、本新株式についても、本資金調達の開示後一定期間後の市場価格を発行価額の基準とするため、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。

##### ④ 本新株式発行の不確実性

割当決議日時点において割当制限事由がある場合や、当該割当決議日時点において本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又はいずれかが発行済みでない場合においては、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、発行中止決議を行い、本新株式の発行は実施されませんので、不確実性があります。また、本基本契約が本新株式の発行の払込期日前に終了した場合にも、当該解除後の本新株式の発行は実施されませんので、不確実性があります。

#### [他の資金調達方法との比較]

一般に事業資金を調達するには、借入や社債等の有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられます。しかしながら、当社の現時点における事業状況・財務状況に鑑みた場合、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難と判断しました。

そこで当社は、新たにエクイティ性の証券を発行することで事業に必要な資金を調達し、財務体質の改善を図ることを検討いたしました。その募集の方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社の事業計画や財務改善計画がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことや、決議日から増資完了まで相当の時間を要することなどから選択肢から外れました。公募増資についても現在の当社の財務状況等を考えると、引受証券会社を見つけることが

困難であると判断いたしました。そこで第三者割当による方法が現実的と考えました。

さらに、当社の現状の財務状況に鑑みると、株式やCBの発行のみによる必要資金全額の調達は難しく、また、MSワラントのような新株予約権のみでは資金調達のスピードや確実性も十分でなく、そういった中で、割当予定先と協議の上で、複合的な組み合わせとなる本資金調達の実施に至りました。

かかる経緯に鑑み、本資金調達が当社の現在の選択肢の中で最善であると判断しております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

資金調達方法	金額（百万円）	調達予定時期
本新株式（第1回）	558	2020年3月6日
本新株式（第2回）	558	2020年3月25日
本新株式（第3回）	558	2020年4月13日
本新株予約権付社債	500	2020年1月
第8回新株予約権	4,204	2020年3月～ 2022年1月
第9回新株予約権	1,403	2021年3月～ 2023年1月

① 払込金額の総額	7,781,450,000円
② 発行諸費用の概算額	27,260,000円
③ 差引手取概算額	7,754,190,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株式の払込金額の総額	1,674,000,000円
本新株予約権付社債の払込金額の総額	500,000,000円
本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額の合計額	5,607,450,000円

2. 上記本新株式の払込金額の総額は、第1回発行、第2回発行及び第3回発行に係る本新株式1株当たりの払込金額が、発行決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額であると仮定した場合の見込み額であります。本新株式の実際の払込金額は、各発行に係る割当決議日に確定いたします。また、割当制限事由の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。その場合は、再度本新株式の発行を検討します。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

4. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。日々修正される行使価額の状況により、想定どおりの調達が行われない場合には、営業債務の支払いに充てる手元資金が不足するため、必要に応じて、その時点で最適と考えられる新たな調達手段を検討する予定です。

5. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	資金調達方法	金額 (百万円)	支出予定時期
① 遅延している営業債務の支払い	本新株予約権付社債	500	2020年1月
	本新株式	500	2020年3月
	第8回新株予約権	3,000	2020年4月～2020年9月
② 通常の営業債務の支払い	本新株式	674	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	1,204	2020年3月～2022年1月
	第9回新株予約権	1,403	2021年4月～2023年1月
③ 借入金の弁済※1	本新株式	500	2020年3月

(注) 調達資金は、①、③、②の順に優先的に充当する予定です。

※1 現在の計画では本借入契約に基づく借入金 500 百万円の弁済を本株式発行により調達した金額で行う予定です。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下の通りです。

① 遅延している営業債務の支払い

当社は、「2. 募集の目的及び理由 (2) 今回の資金調達の目的」に記載の通り、運転資金が不足し、営業債務の支払い遅延が発生しており、この支払いを可及的速やかに行う必要があるため、本資金調達による調達額をこれに充当してまいります。当社は、2019年6月末時点で4,836百万円存在した営業債務の支払い遅延が、2019年11月末時点では6,162百万円に増加しており、早急に営業債務の支払いを行わなければ、さらに財務状況が悪化する可能性があります。営業債務の支払い遅延には、部品ベンダーへの未払い、完成品生産工場への未払い、特許料の未払い等を含みます。支払い期限が到達していない通常の営業債務は、11月末時点で6,877百万円存在しており、運転資金が不足している状態が続く場合、営業債務の支払い遅延金額がさらに増加する可能性があります。また、一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう強く求められていることに加え、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止などにより、生産ラインの停止などが発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が発生しており、通常の事業活動が継続し難い状況に陥っております。そのため当社は本資金調達により、営業債務の支払い遅延の解消を進め、事業を継続させることが、そのような事態を回避するための最善の手段と考えており、大規模な希薄化を発生させることになるとはいえ、最終的には既存株主様の利益を守ることにつながるものと考えております。

営業債務の支払い遅延の解消につきましては、2020年3月末までに、本借入契約及び本新株予約権付社債の発行により調達が見込まれる約1,000百万円並びに本新株式の発行により調達が見込まれる約500百万円を用いて、約1,500百万円の支払い遅延の解消を見込んでおります。また、2020年4月から2020年9月の間で、第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約3,000百万円及び保有資産の売却による約1,500百万円を用い、かつ、経常収入からも引き当てを行うことにより、総額4,662百万円を支払い、2020年9月末までに営業債務の支払い遅延の全額解消を行うことを予定しております。

② 通常の営業債務の支払い

通常の営業債務につきましては、2020年3月末までにおいて、本当初借入契約に基づく借入500百万円並びに本新株式の発行及び第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約615百万円を用い、さらなる支払い遅延を発生させないように努めます。2020年4月から2020年9月までの半年間では、本新株式の発行と第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約728百万円を、また、2020年10月以降2023年3月までの期間は、第8回新株予約権の行使及び第9回新株予約権の行使により調達が見込まれる約1,911百万円を、それぞれの期間の通常の営業債務の支払いに用い、さらなる支払い遅延を発生させないように努め、財務状況の健全化を図ってまいります。

③ 借入金の弁済

本借入契約において、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による調達金額により期限前弁済をするこ

とが定められています。よって、本借入契約に基づく借入の直後に発行される本新株式及び行使される本新株予約権による調達額は、本借入契約に基づく借入の弁済に使われることとなります。また、本当初借入契約の規定に基づき、2020年2月1日以降に期限前弁済を行う場合、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による調達金額を当該期限前弁済に充当する予定です。

現在の計画では、2020年3月までに本借入契約に基づき5億円の借入をし、その後、本新株式の発行により調達する5億円を用いて、当該借入を弁済することを見込んでおりますが、本借入契約に基づく極度額20億円の借入については本新株予約権の行使が順調に推移しなかった場合に各月の営業債務の支払い状況と照らし合わせながら借入申込を行う予定です。その為、上記表内における借入弁済に充当する資金調達額については最小で5億円から最大25億円を限度として増減する可能性があります。追加での借入不要な状況においては、借入金の変済をすることなく①の資金使途に充当し、早期における営業債務の支払い遅延分の解消に努めるものとします。

調達金額における各資金使途への充当については、遅延している営業債務の支払いを最優先とし、次点を借入金の変済とし、通常の営業債務の支払いを最後とするものとします。

以上の施策を目的として、当社は2019年12月27日に本資金調達の実施を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の通り充当することで、取引先との協議を行い、生産の縮小・停止といった当社事業の継続に支障を来す事態を回避することが可能となると考えており、当社の事業継続のための最善の手段であると考えられるため、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式

本新株式の発行に関し、第1回発行、第2回発行及び第3回発行の各発行価額は、本件一連のファイナンスの有価証券届出書提出後の株価変動等諸般の事情を考慮の上で、それぞれに係る割当決議日において、当該割当決議日の直前取引日の東証終値における90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定されます。発行価額の確定が、発行決議日後となる割当決議日に行われることにより、本件一連のファイナンスが実行された場合の大規模希薄化情報を取り込むことになることが予想されるため、当該情報の影響による株価の下落等により、発行決議日前営業日及び発行決議日における株価（終値）との間で乖離が起きる可能性（例えば、発行決議日前営業日終値の90%を下回る可能性）がございますが、本新株式は、本第三者割当の一部を構成するものであり、本第三者割当全体の調達蓋然性を上げるためには、必要なことであると判断しております。希薄化を織り込んだ株価を基準に発行価額を算定することで、調達予定額が減少する可能性があるというデメリットが存在しますが、希薄化を織り込んでいない株価にて普通株式の第三者割当を引き受ける割当先を探すことは、現在の当社の状況に鑑みると困難であると考えており、希薄化を織り込んだ株価にて算定することを前提に、割当予定先から引受の意向をいただいております。割当予定先としては、本資金調達による株価への影響を織り込む前の株価で新株発行を引受けることは経済合理性の観点から困難であるとの説明を受け、当社としては、かかる株価決定タイミングを設定することにより、資金調達額が減少するリスクは存在しますが、普通株式の第三者割当を引受けいただける投資家を探すことは困難であると考えられることから、妥当であるものと判断しました。そのため、当社の必要とする資金調達を達成するために、上述の価格算定方法にて発行価額を算定することといたしました。また一般的に、行使価額修正条項付新株予約権においては、その発行価額を、発行決議日時点と条件決定日時点において算定し、うち高い価額を採用する手法などが採られておりますが、本新株発行は、払込金額が行使価額と比較して些少であり、行使価額が頻繁に修正されることで1株当たりの払込金額が時価と乖離しにくい行使価額修正条項付新株予約権と異なり、1

株当たりの払込金額が割当決議日に確定するため、2つの時点を比較して高い価額を採用するという手法は、割当先にとって経済合理性がないため、現実的ではないものと考えております。

上記の事情に加え、発行価額の算定方法について、当社は、当社の財務状況等を勘案しながら、割当予定先との間で真摯に協議交渉を行いました。その結果、当社は、当社の財務状況等を前提として、割当予定先が本資金調達により当社株式を相当数保有することとなることで負担することになるリスクに一定程度の配慮しつつ、本資金調達が当社の必要とする資金を比較的短期間において高い蓋然性をもって調達できる資金調達手段であることを念頭におくと、協議交渉の中で示された割当予定先からのディスカウントの要望を一定程度受け入れざるをえないものと判断し、上記の発行価額の算定方法といたしました。

本新株式の発行は、当社の事業状況・財務状況を勘案しても、当社の業績改善及び企業価値向上の実現を目的としており、事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠に関し、日本証券業協会の自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成 22 年 4 月 1 日）」（以下「第三者割当増資の取扱いに関する指針」といいます。）の遵守については、第 1 回発行、第 2 回発行及び第 3 回発行のいずれも以下のとおり第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をした払込金額の算定根拠であるものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。

第 1 回発行、第 2 回発行及び第 3 回発行は、いずれも発行決議日（会社法 199 条第 1 項に基づく決議日）は 2019 年 12 月 27 日ですが、発行価額は、それぞれの回号の割当決議日である 2020 年 2 月 19 日（第 1 回発行）、2020 年 3 月 9 日（第 2 回発行）及び 2020 年 3 月 26 日（第 3 回発行）の直前取引日の東証終値の 90%に相当する金額（小数第 2 位切上げ）となるため、第三者割当増資の取扱いに関する指針に定める「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」を基準として払込金額を算定しておりません。しかしながら、本新株式の発行は、いずれの回号も、割当決議日における取締役会の決議によって、最終的な割当を決定し、払込期日も各割当決議日から 2 週間以上の期間を空けた日である 2020 年 3 月 6 日（第 1 回発行）、2020 年 3 月 25 日（第 2 回発行）及び 2020 年 4 月 13 日（第 3 回発行）としています。当社は、割当決議日における取締役会の決議によって最終的な本新株式の発行の決定を行うこととし、さらに割当決議が実質的に本新株式の発行に係る取締役会決議に該当すると考えられる点も考慮し、払込期日を各割当決議日から 2 週間以上の期間を空けた日としたものであります。当社は、このような手続きを踏まえると、割当決議が実質的な「株式の発行に係る取締役会決議」に該当するものとして整理することが可能と考えており、発行価額を割当決議日の直前取引日の東証終値の 90%に相当する金額（小数第 2 位切上げ）とすることは、第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をした払込金額の算定根拠であると考えております。したがって、当社は、第 1 回発行、第 2 回発行及び第 3 回発行のいずれも第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をした払込金額の算定根拠であると考えております。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員から、上記の本新株式の発行手続きを踏まえた上で、第 1 回発行、第 2 回発行及び第 3 回発行の払込金額は、いずれも当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、実質的な株式の発行に係る取締役会決議と考えられる各割当決議の決議日の直前取引日の東証終値の 90%に相当する金額（小数第 2 位切上げ）としていることから、第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨に対し一定の配慮をして決定されており、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をj得ております。

## ② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本社債割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しております。また、当該算定機関は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境、当社及び割当予定先の

権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（31円）、ボラティリティ（77.1%）、予定配当額（0円）、無リスク利率（0.0%）、割当予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行い本新株予約権付社債と本新株予約権の双方が残存している状況においては本新株予約権付社債の転換を優先するものと想定していること等を含みます。）を考慮して本新株予約権付社債の評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である額面100円あたり99.5円から100.3円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本新株予約権付社債の払込金額を額面100円あたり100円とし、その他の発行条件を決定しておりますが、本新株予約権付社債の発行価額が当該評価額レンジ内であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、転換価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、取締役会決議直前営業日である2019年12月26日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（28円）としており、その後の転換価額も、各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限転換価額を下回ることはありません。なお、下限転換価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の50%に相当する金額（15.5円）としており、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある転換価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権付社債の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額レンジの下限を下回っていないことを判断の基礎としております。

### ③ 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権付社債と同様に、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は本新株予約権付社債と同様に、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提（当社の株価（31円）、ボラティリティ（77.1%）、予定配当額（0円）、無リスク利率（0.0%）、当社による取得が実施されないこと、割当予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行い本新株予約権付社債と本新株予約権の双方が残存している状況においては本新株予約権付社債の転換を優先し、第8回新株予約権と第9回新株予約権の双方が残存している状況においては第8回新株予約権の行使を優先するものと想定していること等を含みます。）を考慮して本新株予約権の評価を実施しています。

その結果、本新株予約権1個当たりの評価額は、第8回新株予約権については2.8円、第9回新株予約権については6.5円と算定され、当社は、これを参考として本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額（第8回新株予約権については2.8円、第9回新株予約権については6.5円）と決定しました。また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（28円）としており、その後の行使価額も、第8回新株予約権については各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正され、第9回新株予約権については割当日の翌日から6ヶ月が経過する日毎に直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行

使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の 50%に相当する金額（15.5 円）としており、最近 6 か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額で決定されていることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(希薄化率算定表)

	当初転換価額による 潜在株式数	下限転換価額による 潜在株式数
第 1 回発行新株式	20,000,000	20,000,000
第 2 回発行新株式	20,000,000	20,000,000
第 3 回発行新株式	20,000,000	20,000,000
第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債	17,857,120	32,258,040
第 8 回新株予約権	150,000,000	150,000,000
第 9 回新株予約権	50,000,000	50,000,000
2019 年 12 月 27 日時点における新規発行潜在株式数の合計	277,857,120	292,258,040
<希薄化率>	最小希薄化率	最大希薄化率
【株式数ベース】希薄化率（9 月 30 日現在）	177.07%	186.25%
【議決権数ベース】希薄化率（9 月 30 日現在）	177.81%	187.02%
6 か月以内発行分含む新規発行潜在株式数の合計	319,523,820	333,924,740
【株式数ベース】希薄化率（8 月 21 日現在）	219.53%	229.42%
【議決権数ベース】希薄化率（8 月 21 日現在）	220.52%	230.45%

本新株式の発行による交付株式数 60,000,000 株、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式数 17,857,120 株、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 200,000,000 株を合算した総株式数は 277,857,120 株（議決権数 2,778,571 個）（但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数 32,258,040 株を合算した総株式数は 292,258,040 株（議決権数 2,922,580 個））であり、2019 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 156,919,995 株（議決権総数 1,562,681 個）に対して、177.07%（議決権総数に対し 177.81%）の希薄化（本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は 186.25%（議決権総数に対し 187.02%）の希薄化）（小数第 3 位を四捨五入）が生じるものと認識しております。なお、本資金調達より 6 ヶ月以内に発行された第 7 回新株予約権の対象株式数 41,666,700 株（議決権数 416,667 個）を上記の本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合における本資金調達による交付株式数に合算した総株式数は 333,924,740 株（議決権数 3,339,247 個）であり、第 7 回新株予約権の発行決議日である 2019 年 8 月 21 日時点の当社発行済株式総数 145,549,995 株（議決権数 1,448,981 個）（2019 年 8 月 21 日時点における当社発行済株式総数及び議決権総数を正確に把握することは困難であるため、同時点の数値につきましては、同年 9 月 30 日現在の各数値から、同年 8 月 21 日以降同年 9 月 30 日までの当社新株予約権の行使による増加分を控除して算出しております。）に対して、229.42%（議決権総数に対し 230.45%）の希薄化（小数第 3 位を四捨五入）が生じることとなります。なお、本日公表し



ております「第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載の通り、第7回新株予約権につきましては、残存する新株予約権の全部を2020年1月16日付で取得及び消却することを決議しております。

このように、本資金調達の実施により相当程度の希薄化が生じることになります。ご参考までに、直近6ヶ月間の一日当たりの平均出来高 6,525,725 株は、本資金調達により発行される最大交付株式数 292,258,040 株の約 2.23%程度であります。

割当予定先の保有方針は純投資であり、本資金調達により取得した株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針であると聞いております。したがって、割当予定先がこれらの株式を市場で売却した場合、当社の株価に与える影響によって、既存株主の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、当社といたしましては、前述しております通り、本資金調達により、営業債務の支払い遅延の解消を進め、事業を継続させ、最終的には既存株主様の利益を守ることが期待できること等から、本資金調達による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

なお、本資金調達の実施により、当社普通株式について25%以上の希薄化が生じることになります。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の鈴木健太郎氏（柴田・鈴木・中田法律事務所）並びに当社社外監査役である西浦孝充氏及び石本慎一氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、並びに割当先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006年12月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約24.3百万米ドル	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：マイケル・ラーチ 約50% EVOLUTION JAPAN 株式会社 約50% (上記合計は100%であり、EVOLUTION JAPAN 株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ100%です。) 純資産：自己資本 100%	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン	
(j) 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当ありません。割当予定先のグループ会社である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund が第5回新株予約権 10 万株相当を保有しております (2019年12月26日現在)。また、当社は当該ファンド

		に出資しておりません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、2019年10月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目8番11号4階、代表取締役 羽田寿次）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2019年12月11日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に対して、2016年12月に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債6億円、2017年3月に第4回無担保転換社債型新株予約権付社債10億円、2017年7月に第1回無担保社債（私募債）10億円、2017年8月に第3回新株予約権（当初行使価額での行使を前提とした資金調達額約27億円）をそれぞれ発行しており、2016年12月に発行された第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については2017年2月22日に、2017年8月に発行された第3回新株予約権については2017年9月12日に、その全ての転換及び行使が完了しております。その後、2017年10月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債と第4回新株予約権を発行したものの、どちらも未行使の状況が続いていたため、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債については2019年3月15日付にて、第4回新株予約権については2018年8月6日付にて当社が取得後ただちに消却を行いました。また、2019年3月に第5回新株予約権及び第6回新株予約権を発行し、うち第6回新株予約権については2019年8月22日に行使が完了しております。かかる経緯でEVOLUTION グループからは継続的に資金調達のサポートをいただいておりますが、現在、当社が必要とする資金需要は相当に大規模であることを踏まえ、同割当先に対して資金需要に対応する資金調達方法を相談した結果、株式、新株予約権付社債及び新株予約権の発行並びに無担保借入を組み合わせた資金調達に関する提案を受けました。当社内での協議・比較検討の結果、本資金調達が、当社の必要とする資金を比較的短期間において高い蓋然性をもって調達できるため、有効な調達手段であると判断いたしました。また、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、①確実な手元での必要資金の調達が可能であり、②過去に割当予定先やEvolution Technology, Media and Telecommunications Fund からなるEVOLUTION グループの割当先に対して数度にわたり発行した証券による資金調達の大部分がスムーズに完了した実績をもつことから、本資金調達による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至り、EVOLUTION TMT FUND 及びEVO FUND 双方の代表であるマイケル・ラーチ氏に相談した結果、現時点においてはEVO FUND での引受意向をいただいたため、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先としてEVO FUND を選定いたしました。割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、新株予約権を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先であるEVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン）から案件の紹介や投資

に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の100%子会社であります。

(注) 本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株式の発行、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株式の発行、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。なお、当社は、割当予定先が発行日より2年以内に本新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

ア. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本社債に付された新株予約権及び第8回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、割当日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る当該新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ. 割当予定先は、本買取契約所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本社債に付された新株予約権及び第8回新株予約権の行使を行わないことに同意し、本社債に付された新株予約権及び第8回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、本新株予約権付社債又は第8回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約(本買取契約別紙の本新株予約権付社債及び本新株予約権の各要項を含みます。)において、本新株予約権付社債又は本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2019年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収

するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先である EVO FUND は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引受けているものの、上述の通り、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当先の純資産残高を控除した上で尚、本資金調達に必要となる資金としては十分な金額であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本資金調達の実施に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大拙直人はそれぞれ、1,725 万株及び 400 万株を上限として、その保有する当社普通株式について、EVO FUND への貸株（利率：3%、貸借期間：2019 年 12 月 27 日～2023 年 1 月 31 日）を行う予定です。

EVO FUND は、本新株式の発行、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2019 年 9 月 30 日現在）	
氏名	持株比率（%）
パイオニア株式会社	6.92
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	2.68
大拙直人	2.55
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE （常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行）	1.70
オーエス・ホールディング株式会社	1.44
カブドットコム証券株式会社	1.20
楽天証券株式会社	0.93
J. P. Morgan Securities plc （常任代理人 JP モルガン証券株式会社）	0.74
株式会社三井住友銀行	0.68
野村証券株式会社	0.67

- (注) 1. 「持株比率」は、2019 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数を基準として、発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母として計算しております。
2. 割当予定先の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。
3. 自己株式 407,000 株があります。
4. 「MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT」は、2018 年 9 月 19 日付の第三者割当増資により実際の株式所有者は「DTS, Inc.」と確認しております。
5. 「持株比率」は、小数第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本第三者割当が 2020 年 3 月期連結業績に与える影響につきましては、ただいま精査中です。開示すべき内容が判明しました段階で速やかに開示してまいります。

なお、当社は本資金調達により、営業債務の支払い遅延を解消しながら、当社は OEM 事業とデジタルライフ事業を主力事業に成長させ、市場の変化が続くホーム AV 事業は、新規市場への挑戦、ゲーミング市場への展開、住宅市場への本格参入を行うことで、利益ある成長を行ってまいります。

OEM 事業は、車載用スピーカー、テレビ用スピーカーの販売が堅調に推移しているため、2020 年 3 月

期第2四半期において前年同期より増収となっております。また、インド工場の操業度改善等により損益についても第2四半期の連結会計期間において黒字化を達成しております。今後更なる成長を遂げるため、2019年10月31日付「Inventec との資本業務提携に関する基本合意のお知らせ」に記載のとおり、車載用スピーカー及び電子機器の中国での生産を目的に Inventec Corporation（本社：台湾、以下「Inventec 社」といいます。）との資本業務提携に向けた基本合意を行っております。有数の自動車生産地域である重慶に工場を設立し、中国国内市場において車載用スピーカー及び自動車向け電子機器の開発と販売を Inventec 社と目指してまいります。また、インド工場につきましても、第2工場、第3工場の設立を視野に入れ、増加する受注に対応し、生産拡大を目指してまいります。

デジタルライフ事業は、高付加価値イヤホンや人気アニメのカスタムインナーイヤーマニターやファッションブランドとのコラボモデルの販売が好調に推移しております。また、耳をふさかず音楽や通話を楽しむ「ながら聴き」に適したウェアラブルワイヤレススピーカーなどの新機軸の製品の展開も行い、市場から好評をいただいております。引き続き、高付加価値の製品を提供し、収益を確保できる事業による成長拡大を目指してまいります。さらに、2019年10月7日付「米国 Klipsch 社との業務提携拡大に向けた検討の基本合意のお知らせ」や2018年8月21日付「日本国内での Philips ブランドオーディオ商品の販売代理店権取得のお知らせ」等でお知らせしておりますように、他社との協業を積極的に強化し、売上拡大に向けて取り組んでまいります。

ホームAV事業は、全世界的なホームオーディオ市場の変化に対応するため、拠点集約による組織体制の見直し、人員削減、モデルの取捨選択を行い、利益体質への転換を行うとともに、注力するカテゴリの選択と集中を行います。具体的には、サウンドバーやBluetoothスピーカー等のサウンドスピーカービジネスを主軸とするように若者へ向けたマーケティングやライフスタイルの提案を行うような商品開発を行ってまいります。また、2019年1月に立ち上げたゲーミングブランド「SHIDO」の展開をホームAV部門においても行い、目から入る情報以上に音の情報がゲームの勝敗に左右する e-Sports におけるオーディオデバイスメーカーとしての強みを発揮し、ゲーミング業界における競合他社との差別化が可能である技術力を活かして成長してまいります。さらに、高収益事業でありながらも当社の国内ホームAV事業売上高に対して約10%程度にとどまっているインストールビジネスを強化し、住宅市場に本格参入してまいります。地場大手や工務店といった現状取り組むことができていない販路があり、またリノベーションやオフィスといった新規成長分野も存在しております。そのような現状に対して、営業人員の増員、ウルトラコンパクトAVアンブレといった新機軸の製品ラインナップ拡充、OEM事業にて培った開発技術の応用を行い、家全体を「Sound by Onkyo」としてプロデュースを行い、快適な音空間の創造を提案してまいります。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、現在の当社の財務状況及び迅速に本資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

このため、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2019年12月27日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(本第三者委員会の意見の概要)

### 1. 結論

本第三者割当には必要性・相当性が認められると考える。

### 2. 意見の理由及び検討内容

#### ①資金調達の必要性

本第三者割当の理由・背景としての資金繰り状況と資金使途について不自然な点は見当たらず、結論として、資金調達の実効性は依然として認められると考えられる。本資金調達は、貴社が、本事業譲渡の中止、株価低迷による第7回新株予約権の行使状況の遅滞などに起因する貴社の運転資金の不足、支払遅延を解消・改善するために行われるものであると認められる。とりわけ、営業債務の支払遅延が、貴社のレピュテーション、経営基盤の早期安定化に多大な悪影響を与えていることは想像に難しくなく、必要性がより一層認められると考えられる。

以上より、本第三者割当による資金調達の必要性は認められる。

## ②他の資金調達手段との比較

貴社によれば、本件の資金調達手法は、(i)株式、(ii)新株予約権付社債及び(iii)新株予約権が組み合わせられたものである。

まず、(i)株式の発行については、割当予定先の貴社株式の保有方針が短期保有目的であり、取得した株式を市場内での売却又は市場外でのブロックトレード等による売却を予定していることに照らすと、1回あたりの割当て割当予定先が保有することになる貴社普通株式の数を、貴社の株価への影響を最小限に抑え市場内外での売却が可能となる数量とすることが望ましいことになる。そのため本件では株式の発行を3回に分けることにより、一度にまとめた新株発行を行う場合と比較し株価変動リスクを押さえつつ株式の売却が可能となるという意味において割当予定先における本件の取り組みに係るリスク許容度が大きくなり、貴社はより多額の資金調達が可能となる。

(ii)新株予約権付社債及び(iii)新株予約権を組み合わせることで、当初において一定額の資金調達が可能にしつつ、新株予約権付社債のみで調達できる金額よりも大きな金額を段階的に調達することが可能となる。但し、この場合、原則として、新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使は割当先の裁量によることになるため、資本増強の時期が不透明になることが予想される。そこで、別途、一定期間経過後に株式を発行し、ある程度まとまった金額の資本性の資金の調達が企図されているということである。

(iii)新株予約権は、行使ごとに行使価額が修正される第8回新株予約権と、6ヶ月毎に行使価額が修正される第9回新株予約権の2つに分けて発行される。第8回新株予約権は、行使ごとに修正がなされ、各行使毎に当該行使の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%相当額(小数第2位切り上げ)に修正がなされることから、割当予定先は貴社株式の出来高に連動して新株予約権を行使・売却するインセンティブを有するため、ある程度コンスタントに行使されることが期待できる。他方、第9回新株予約権は、6ヶ月毎の修正がなされることになるが、これにより貴社株式の価格が行使価額を上回って推移した際及び6ヶ月毎の行使価額の修正のタイミングにおいて、割当予定先による行使が期待できる。すなわち、第8回新株予約権と第9回新株予約権により、「出来高」と「株価」という二つの要素によって行使が促進されることが企図されている。

なお、本件の資金調達方法には、上記(i)(ii)(iii)の他に借入金の調達も含まれている。具体的には、貴社はEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社から2019年12月25日付で5億円を借り入れ済みであり、また、同社との間で無担保ローン・ファシリティ契約(極度額20億円)の締結も予定している。借入金の調達により、資金調達の確実性が確保されると共に、(i)株式の発行及び(iii)本新株予約権の行使に伴う資金調達が段階的になされるため、既存株主への影響が可及的に軽減されることが期待できる。

以上より、貴社は、喫緊の資金調達ニーズと既存株主の利益保護の双方に配慮し、新株発行、新株予約権付社債及び新株予約権の発行及び借入金の組み合わせによる本資金調達が他の資金調達手段と比較して、現時点において最適な選択と判断したとのことであり、当職らはかかる判断は合理的であると考えている。

また、貴社によれば、本第三者割当の検討に際して他の資金調達方法も比較検討したとのことである。

貴社からの説明に基づき、本件の資金調達手法と他の資金調達手段との比較をまとめると以下の通りである。

(i) 新たな株式発行（増資）

(ア) 公募増資

公募増資による新株発行はまとまった金額の資金調達が期待できるという意味では貴社にニーズに最も合致するともいえるが、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を生じさせることになり、昨今の貴社の株価水準に照らすと株価に対する直接的な影響が特に懸念される上、貴社の財務状況に照らすと引受証券会社の選定が困難である可能性が高い。

(イ) 株主割当増資

株主割当増資では公募増資とは異なり希薄化懸念は払拭される点では妥当であるが、本件のように資金調達の緊急性・必要性が高い案件においては、資金調達の確実性が担保されず適当ではない。

(ウ) 第三者割当増資

第三者割当増資による新株発行は資金調達の確実性は高く、また、まとまった金額の資金調達が期待できるが、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を生じさせることになり、昨今の貴社の株価水準に照らすと株価に対する直接的な影響が特に懸念される。しかし、商品設計次第では影響を最小限に留めることが可能であり、本資金調達では第三者割当が採用されている。

(ii) 転換社債型新株予約権付社債（CB）

CBの発行は、発行時点で必要額を確実に調達できるメリットがある一方で、発行後の株価次第では転換が進まず貴社の負債として残存する期間が長くなり、最終的には償還が必要となる可能性が高いというデメリットがあるため、CBのみで貴社の資金調達ニーズを満たすことは困難である。したがって、本資金調達ではその他の資金調達方法とCBの発行が組み合わせられている。

(iii) 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを貴社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため資金調達の確実性は低い。また、貴社の低い株価のボラティリティを考慮すると、現時点で、新株予約権の適切な行使価額を設定することは難しい。従って今回の資金調達方法としては適当でない。

(iv) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、発行体が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行体はそのような契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがある。前者は、コミットメント型という点資金調達の一定の確実性が得られるものの、資金調達の完了までに長い期間を要する。また、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性が高い。他方、後者について、貴社は東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準との関係でノンコミットメント型ライツ・オファリングを利用することができない。

(v) 普通社債発行又は銀行借入れによる資金調達

普通社債発行又は銀行借入れによる資金調達では、資金調達の確実性は高く、また、ある程度まとまった金額の資金調達が期待できるが、調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下及び今後の借入れ余力の縮小が懸念される。貴社グループの財務状態に照らすと普通社債の発行又は銀行借入れ単独での資金調達は適当ではない。

以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められないと考えられる。

③発行条件の相当性

(1) 本新株式の条件等

(i) 本新株式の発行形態について

一般に、資金調達の諸条件は資金調達者と資金提供者の交渉・協議を経て定まる。本件でも、割当予定先が貴社株式を短期保有目的で取得し取得した株式を市場内で売却又は市場外でブロックトレード等により売却する方針を有していることから、かかる売却による貴社の株価への影響を最小限に抑えることへの配慮が必要となる。具体的には、株式の発行を3回に分け1回あたりの発行株式数を2,000万株とすることで割当予定先のリスク許容度への配慮がなされている。他方、割当予定先のリスク許容度が高まる結果、貴社としてもより多額の資金調達が可能となり、本資金調達の目的達成の蓋然性が高まるものと評価できる。なお、2,000万株という具体的な株数については、3回にわたる株式発行の間隔が各2週間程度になるため、貴社株式の直近の出来高を考慮し、株価への影響をできるだけ抑えた形で市場内外での売却が可能となる数として提案されたものであるところ、貴社は、割当予定先のリスク許容度と貴社の資金調達の必要性の観点から結論として適切と判断したとのことであり、貴社の説明について、特に不合理な点は認められないと考えられる。

本新株式の発行においては、第1回発行に係る払込期日（2020年3月6日）から第3回発行に係る払込期日（2020年4月13日）までの期間が1ヶ月7日となる。貴社によれば、これは、適用法令を遵守しつつ、複数回の募集株式の発行をできる限り短い期間で実行するという観点で割当予定先と交渉・協議がなされた結果とのことである。すなわち、本新株式の発行は、本資金調達の開示後少なくとも1ヶ月程度の期間を空けた時点における状況を踏まえた発行価額とすることが割当予定先からの提案の前提となっている。そのため、第1回発行の割当決議については、貴社の第3四半期決算開示予定日の中2営業日後の2020年2月19日とされている。第1回発行を2020年2月19日とした場合の払込期日は2020年3月6日となるため、資金調達を可能な限り早期に実施するという観点で第2回発行の割当決議を行うべく、その翌営業日である2020年3月9日を第2回発行の割当決議日、2020年3月25日を第2回発行の払込期日とし、これと同様の考え方で第3回発行の割当決議日（2020年3月26日）及び払込期日（2020年4月13日）がそれぞれ設定されたとのことである。以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められないと考えられる。

なお、会社が資金を調達する必要がある場合に、その時点において交渉可能な調達先との間でその時点において利用可能なあらゆる調達手法を検討すべきことは当然であるが、事業状況・財務状況などの外部環境による制約や時間的な制約を受けるのもまた事実である。当職らは、上記の割当予定先との協議・交渉を経て、本新株式の発行が複数回にわたり、第1回払込期日から第3回払込期日までの期間が1ヶ月超となることそれ自体を不合理であると判断する材料を持ち合わせていない。

(ii) 本新株式の発行価額について

資金調達目的で行われる株式会社の新たな株式の発行は、既存株主と新株主との間の経済的な利害対立を生じさせることから、新たに発行される株式の払込金額がこれを引き受ける者にとって特に有利な金額であれば、株主総会特別決議による承認が必要となる。一般に、払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断は、公正な金額を基準とし、著しく低い金額で発行されているかにより行われるが、貴社株式のように市場価格のある株式については、募集株式の効力発生日に最も近接した日の株式の市場価格を指すと考えるべきことになる。しかし、市場価格のある株式の場合、市場における需要と供給のバランスの問題から発行後に株価が下がることも想定される。そのため、資金調達の必要性和既存株主の経済的利益の保護の調和の観点から、時価を基準として払込金額を決める場合に時価をディスカウントした形で払込金額を決めることも合理的と考えられている（最判昭和50年4月8日民集29巻4号350頁参照）。これを前提に検討を要するのが、時価が何を指すのか、また、具体的にどの程度のディスカウントが許容されるかである。この点、日本証券業協会の自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成22年4月1日）」（以下「日証協指針」という。）は、発行価額を発行決議の直前日の市場価格に0.9を乗じた額以上とすることを求めており、10%のディスカウントを許容している。但し、「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均価額」をディスカウントする際の基準とすることも認めている。

本新株式の発行価額は、現時点での割当決議日である2020年2月19日、2020年3月9日及び3月26日それぞれの直前取引日の株式会社東京証券取引所における貴社普通株式の普通取引の終値（同日に終



値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(小数第2位切上げ)とすることとされている。この取り扱い、日証協指針に定める「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」を基準として算定するものではないが、本株式の発行は、いずれも割当決議日における取締役会の決議によって最終的な割当を決定し、払込期日も各割当決議日から2週間以上の期間を空けた日である2020年3月6日(第1回発行)、2020年3月25日(第2回発行)及び2020年4月13日(第3回発行)とされていることから、貴社は、割当決議日における取締役会の決議によって最終的な本株式の発行の決定を行うこととし、さらに割当決議が実質的に本株式の発行に係る取締役会決議に該当すると考えられる点も考慮し、払込期日を各割当決議日から2週間以上の期間を空けた日としている。このような手続を踏まえると、割当決議が実質的な「株式の発行に係る取締役会決議」に該当すると整理し、発行価額を、割当決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(小数第2位切上げ)とすることは、日証協指針の趣旨を十分に考慮したものと評価することにも合理性が認められる。

(iii) 本株式の発行価額の算定方法に係る割当予定先との協議・交渉

貴社は、本株式の発行価額の算定方法を、割当予定先との間で真摯に協議・交渉を行い、貴社の財務状況等を前提として割当予定先が本資金調達により貴社株式を相当数保有することとなるリスクに配慮しつつ、貴社の資金調達ニーズを比較的短期間で高い蓋然性にて実現可能な方法を選択するという観点で決定したとのことであり、当職らはかかる決定に至る経緯が不合理であると判断する材料を持ち合わせていない。

(2) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の条件等

当職らは、本第三者割当の発行条件についてその合理性を検討する過程で、株式会社赤坂国際会計(以下「本件評価機関」という。)が作成した2019年12月27日付評価報告書(以下「本件評価書」という。)を検討し、かつ同社による評価額に関する算出方法に関して同社担当者の説明を受けた。以下の通り、本件評価書の内容や本件評価機関担当者の説明について特に不合理な点はないと考える。

(「6. 発行条件等の合理性(1)払込金額の算定根拠及びその具体的内容」を参照)

上記算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である本件評価機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を考慮して、本新株予約権付社債及び新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、本件評価機関の本新株予約権付社債及び本新株予約権の評価額はいずれも合理的な公正価格と考えられる。そして、上記本件評価機関の評価額に照らして決定された第8回新株予約権の発行価額2.8円、行使価額28円及び第9回新株予約権の発行価額6.5円、行使価額28円はいずれも、結論として合理的と考えられる。

次に、会社法上、新株予約権部分の払込価額を無償とする本新株予約権付社債の有利発行性の判断は、①新株予約権の実質的対価と②新株予約権の公正な価値とを比較し、①が②を大きく下回らない限り「特に有利な条件」による発行には該当しないと考えられる。本件では、①が0.7円から1.5円のレンジで示されているのに対して、②が1.1円と評価されており、①が②を大きく下回るということにはならない。また、新株予約権の発行価額の有利発行性の判断は、①新株予約権の公正な価値(金銭的評価額)をオプション評価理論に基づき算出し、②これと発行価額を比較することによるという解釈が一般的である(裁判例として東京地決平18.6.30金商1247-6以下。なお、学説として江頭憲治郎「新株予約権に関する諸問題」『会社法の基本問題』(2011年、有斐閣)203頁参照)。本件では、本件評価機関による第8回新株予約権の評価額2.8円(①)と第8回新株予約権の発行価額2.8円(②)を、また、第9回新株予約権の評価額6.5円(①)と第9回新株予約権の発行価額6.5円(②)比較することになるが、その結果、いずれについても②は①を下回ることはない。したがって、結論として本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行はいずれも有利発行に該当しないと解するのが合理的である。

(3) 希薄化についての評価

本第三者割当の実施により相当な希薄化が生じることは否定できない。希薄化の要旨については次の通り理解している。

（「6. 発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照）

他方で、本第三者割当は、支払遅延中の営業債務の支払いを主たる目的としていることから、これが実施された場合には、支払遅延中の営業債務の返済が進むことにより、現在縮小している生産の通常化、販売機会の損失回避、資金回収の改善・正常化が期待できる。また、経営基盤の安定化と自己資本の強化が実現されることにより、中長期的な業績改善・企業価値の向上につながりひいては既存株主の利益に資するとの想定も合理的であると認められる。換言すれば、総体としての、支払遅延中の営業債務の支払い履行により中長期的な事業戦略が功を奏し株価上昇につながる、という貴社の想定について一定の合理性は認められると考えられる。

以上から、本第三者割当の実施によるワーストケースでの希薄化は相当な規模となることは否めないが、希薄化率それ自体で新株等の発行の適否を評価することもまた妥当でないように思われる。本第三者割当の実施により実現可能なアップサイドのシナリオ（営業債務の弁済による経営基盤の安定化と自己資本の強化を通じた、中長期的な企業価値の向上、ひいては既存株主の利益の実現といういわばエクイティストーリー）の内容及びその合理性についての発行体の見解の検討・評価も欠かせないと考えられる。そして、本③発行条件の相当性で検討した点を合わせ考えると、結論として本第三者割当の発行条件の相当性を認めることができると考えられる。

#### ④その他（割当予定先に関する事項）

貴社は、本第三者割当の割当予定先としてEVO FUNDを選定することである。EVO FUNDを選定した理由（EVO FUNDの提案が貴社のニーズに最も合致するものであったこと、EVO FUNDは同種のファイナンスにおいて実績を有しており、貴社との取引実績もあること）についての貴社による説明には、特に不自然な点は見当たらない。また、EVO FUNDの資金力及び反社会的勢力との接点等について特段の懸念は見当たらない。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行数量並びに株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
連結売上高	55,882百万円	51,533百万円	43,836百万円
連結営業利益	770百万円	△1,023百万円	△1,052百万円
連結経常利益	△458百万円	△1,947百万円	△1,676百万円
親会社に帰属する当期純利益	△752百万円	△3,426百万円	34百万円
1株当たり連結当期純利益	△9.24円	△35.95円	0.32円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり連結純資産	25.51円	21.43円	19.77円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2019年12月9日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	189,869,995株	100%

現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,796,700株	0.95%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,796,700株	0.95%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%

(注) 上記表中の数値には、第5回新株予約権及び第7回新株予約権に係る潜在株式数が、第5回新株予約権については現時点の行使価額における潜在株式数として100,000株(0.05%相当)(下限行使価額においても潜在株式数は同じです。)、また第7回新株予約権については現時点の行使価額における潜在株式数として1,696,700株(0.89%相当)(下限行使価額においても潜在株式数は同じです。)含まれていますが、本日公表しております「第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載の通り、第7回新株予約権につきましては、残存する新株予約権の全部を2020年1月16日付で取得及び消却することを決議しております。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	117円	129円	106円
高 値	174円	324円	174円
安 値	90円	101円	48円
終 値	129円	110円	48円

(注) 各株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものです。

#### ② 最近6ヶ月間の状況

	2019年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	78円	74円	44円	43円	41円	34円
高 値	91円	78円	50円	47円	41円	35円
安 値	72円	39円	42円	36円	33円	30円
終 値	77円	44円	43円	42円	34円	31円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものです。

2. 2019年12月の株価については、2019年12月26日現在で表示しております。

#### ③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年12月26日
始 値	30円
高 値	32円
安 値	30円
終 値	31円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

#### ・第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	2016年12月29日
調達資金の額	595,000,000円(差引手取概算額)
転 換 価 額	113円
募集時における発行済株式数	81,303,965株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund

当該募集による潜在株式数	潜在株式数：5,309,730株
現時点における転換状況（行使状況）	2017年2月22日に全て転換済みです。
現時点における潜在株式数	2017年2月22日に全て転換済みのため、潜在株式はありません。
発行時における当初の資金使途	①DAP及びスマートフォンの研究開発費用、②ヘッドホン等の上記関連製品の研究開発費用、③小型軽量デジタルアンプの研究開発費用、④上記製品のマーケティングに係る費用
発行時における支出予定時期	2017年1月から2017年12月まで
現時点における充当状況	当初の資金使途どおり2017年12月までに全額充当済みです。

・第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	2017年3月30日
調達資金の額	995,000,000円（差引手取概算額）
転換価額	126円
募集時における発行済株式数	86,613,695株
割当先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：7,936,500株
現時点における転換状況（行使状況）	2017年10月31日に全て転換済みです。
現時点における潜在株式数	2017年10月31日に全て転換済みのため、潜在株式はありません。
発行時における当初の資金使途	①AI対応製品の研究開発費用②音声認識、音声合成技術に関する研究開発費用③他社AIサービスとの連携に関する研究開発費用④上記製品等のマーケティングに係る費用
発行時における支出予定時期	2017年4月から2019年3月まで
現時点における充当状況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、2019年3月までに全額充当済みです。

・第三者割当による第3回新株予約権の発行

割当日	2017年8月17日
発行新株予約権数	10,000,000個
発行価額	2,336,000円
発行時における調達予定資金の額	2,766,336,000円（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	86,613,695株
割当先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：10,000,000株

現時点における行使状況	2017年9月12日にて10,000,000個全ての新株予約権が行使済みです。
現時点における潜在株式数	2017年9月12日に全て行使済みのため、潜在株式はありません。
現時点における調達した資金の額	1,958,806,000円
発行時における当初の資金使途	①第1回無担保社債（私募債）償還金、②A I 対応製品の研究開発費用、③運転資金
発行時における支出予定時期	2017年8月から2018年8月まで
現時点における充当状況	第1回無担保社債（私募債）償還金、A I 対応製品の研究開発費用の順で充当しており、2018年8月までに全額充当済みです。なお、当初予定していた調達額を下回っているため、運転資金については手元資金から充当いたしました。

・第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	2017年10月27日
調達資金の額	2,000,000,000円
転換価額	当初転換価額247円 2018年8月3日付で転換価額を108円に修正しております。
募集時における発行済株式数	104,550,195株
割当先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	当初潜在株式数：8,097,160株 2018年8月3日付で転換価額を修正したことにより、19,417,440株の潜在株式があります。
現時点における転換状況（行使状況）	2019年3月15日までに新株予約権の行使はありません。
現時点における潜在株式数	2019年3月15日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。
発行時における当初の資金使途	①A I 対応技術及び製品の開発費用、②有利子負債の削減
発行時における支出予定時期	2017年11月から2022年10月まで
現時点における充当状況	2019年3月15日付で当社が取得、消却したため資金使途に充当しておりません。

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	2017年10月27日
発行新株予約権数	6,666,666個
発行価額	3,333,333円
発行時における調達予定資金の額	2,003,333,133円
募集時における発行済株式数	104,550,195株
割当先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：6,666,666株
現時点における	2018年8月3日までに新株予約権の行使はありません。

行 使 状 況	
現時点における 潜在株式数	2018年8月3日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。
現時点における 調達した資金の額	0円
発行時における 当初の資金使途	①A I 対応技術及び製品の開発費用、②有利子負債の削減
発行時における 支出予定時期	2017年11月から2022年10月まで
現時点における 充 当 状 況	2018年8月3日付で当社が取得、消却したため資金使途に充当しておりませ ん。

・第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	2018年9月19日
資 金 調 達 の 額	630,000,000円
発 行 価 額	90円
発行新株式数	7,000,000株
割 当 先	DTS, Inc.
募集後における 発行株式数	111,550,195株
発行時における 当初の資金使途	A I ソリューション向け IoT 対応信号処理回路基板・モジュール化等の共同開 発
発行時における 支出予定時期	2018年9月から2020年8月まで
現時点における 充 当 状 況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、2020年8月までに全額充 当する予定です。

・第三者割当による第5回新株予約権の発行

割 当 日	2019年3月18日
発行新株予約権数	29,449,800個
発 行 価 額	5,006,466円
発行時における 調達予定資金の額	1,472,490,000円
募集時における 発行済株式数	29,449,800株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数：29,449,800株
現時点における 行 使 状 況	2019年11月30日までに29,349,800個を行使済みです。
現時点における 潜在株式数	潜在株式数：100,000株
現時点における 調達した資金の額	1,035,197,600円
発行時における 当初の資金使途	①新規A I 関連製品量産化に係る準備諸費用、②新規A I 関連製品に係る運転 資金
発行時における 支出予定時期	2019年3月から2020年9月まで
現時点における 充 当 状 況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、2020年9月までに全額充 当する予定です。

・第三者割当による第6回新株予約権の発行

割 当 日	2019年3月18日
発行新株予約権数	9,000,000個
発 行 価 額	3,600,000円
発行時における 調達予定資金の額	450,000,000円
募集時における 発行済株式数	9,000,000株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数：9,000,000株
現時点における 行 使 状 況	2019年8月22日付で行使完了しております。
現時点における 潜 在 株 式 数	2019年8月22日付で行使が完了したため、潜在株式はありません。
現時点における 調達した資金の額	414,000,000円
発行時における 当初の資金使途	新規A I 関連製品に係る運転資金
発行時における 支 出 予 定 時 期	2019年3月から2020年9月まで
現時点における 充 当 状 況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、2020年9月までに全額充当する予定です。

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割 当 日	2019年9月6日
発行新株予約権数	416,667個
発 行 価 額	22,083,351円
発行時における 調達予定資金の額	2,522,085,351円
募集時における 発行済株式数	145,549,995株
割 当 先	株式会社S B I証券
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数：41,666,700株
現時点における 行 使 状 況	2019年12月27日までに399,700個を行使済みです。
現時点における 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,696,700株（2019年12月27日時点）
現時点における 調達した資金の額	1,344,660,000円
発行時における 当初の資金使途	①借入金の返済、②営業債務の支払
発行時における 支 出 予 定 時 期	2019年9月から2019年12月まで
現時点における 充 当 状 況	現時点において当初の資金使途どおり充当しておりますが、2020年1月16日付で残り16,967個を取得、消却予定です。

別紙の通り。

以 上



(別紙1)

## 第1回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 20,000,000株
3. 発行価額（会社法上の払込金額） 2020年2月19日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）とする。
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020年3月6日
7. 払込期日 2020年3月6日
8. 募集の方法 第三者割当ての方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

## 第2回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 20,000,000株
3. 発行価額（会社法上の払込金額） 2020年3月9日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）とする。
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020年3月25日
7. 払込期日 2020年3月25日
8. 募集の方法 第三者割当ての方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

### 第3回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 20,000,000株
3. 発行価額（会社法上の払込金額） 2020年3月26日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）とする。
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 募集株式の数に1株当たりの発行価額を乗じた金額
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 申込期日 2020年4月13日
7. 払込期日 2020年4月13日
8. 募集の方法 第三者割当ての方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

(別紙4)

## 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

### 1. 社債の名称

オンキヨー株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

### 2. 社債の総額

金 500,000,000 円

### 3. 各社債の金額

金 12,500,000 円の 1 種

### 4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### 5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

### 6. 利率

本社債には利息を付さない。

### 7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

### 8. 申込期日

2020年1月17日

### 9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2020年1月17日

### 10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、EVO FUNDに全額を割り当てる。

### 11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

(1) 本社債は、2022年1月26日に、その総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(5)号に定めるところによる。

(2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 当社は、2020年1月20日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求を受領した日から30日を経過した日に、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(4) 組織再編行為による繰上償還

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割

設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(5) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

## 12. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産

当該本新株予約権に係る本社債

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

③ 転換価額

転換価額は当初、28円とする。但し、下記④又は⑤の規定に従って修正又は調整される。

④ 転換価額の修正

(イ) 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(小数第2位切り上げ)(以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上記(イ)に基づく修正後の転換価額が15.5円(以下「下限転換価額」といい、下記⑤の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

⑤ 転換価額の調整

(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(p) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 下記(=) (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(c) 下記(=) (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(=) (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(=) (b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(e) 本号(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(h) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(=) (a) 転換価額調整式の計算については、0.1円未満の端数を四捨五入する。

(b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

(c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(p) (e)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・

処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(ホ) 上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ハ) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、2020年1月20日から2022年1月19日まで（以下、「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

① 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

③ 当社が、第11項第(3)号乃至第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降

④ 当社が、第14項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第19項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

### 13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債と

は、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

#### 14. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。
  - ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
  - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
  - ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
  - ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 当社が第11項、第12項第(4)号④若しくは⑤、同項第(11)号又は第13項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

#### 15. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

#### 16. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

オンキヨー株式会社

大阪市中央区北浜2丁目2番22号

#### 17. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

#### 18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 19. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行



価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

## 21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

## 第8回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 オンキヨー株式会社第8回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金4,200,000円(本新株予約権1個当たり2.8円)
3. 申込期日 2020年1月17日
4. 割当日及び払込期日 2020年1月17日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は150,000,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。  
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,500,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金2.8円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初28円とする。
10. 行使価額の修正
  - (1) 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額(以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
  - (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が15.5円(以下、「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
  - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
    - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合

(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第9回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債(但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通

株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

2020年1月20日（当日を含む。）から2022年1月19日（当日を含む。）までとする。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の10取引日以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり2.8円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事ができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 7. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当

該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 大阪支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
23. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
24. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

### 第9回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称  
オンキヨー株式会社第9回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金3,250,000円(本新株予約権1個当たり6.5円)
3. 申込期日  
2020年1月17日
4. 割当日及び払込期日  
2020年1月17日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は50,000,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数  
500,000個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金6.5円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初28円とする。
10. 行使価額の修正
  - (1) 行使価額は、割当日の翌日(当日を含む。)から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して6ヶ月後の応当日(応当日が存在しない場合には、翌月の当初日とし、以下、「修正日」という。)に、直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額(以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
  - (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が15.5円(以下、「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、第8回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

2020年1月20日（当日を含む。）から2023年1月19日（当日を含む。）までとする。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の10取引日以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権1個当たり6.5円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事ができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果



1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 大阪支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上